

在家阿羅漢について

森 章 司

はじめに

- 【1】在家信者も「悟り」を得られるとする資料
- 【2】在家信者には「悟り」は得られないとする資料
- 【3】在家信者が「悟り」を得られないとする理由
- 【4】在家信者も「悟り」を得られるとする資料の再吟味
- 【5】どのような状態が「悟り」か
- 【6】アビダルマにおける議論

結論

はじめに

私が担当している「原始仏教研究」ゼミは、意見がちょうど二つに分れるようなテーマを設定した上で、グループを二つに分けてディベートするという形態をとっている。1998年度は「在家者と出家者は同じ悟りを得られるか、得られないか」というテーマであった。本論文はこの年度末に刊行した『1998年度 森ゼミ紀要第7号 原始仏教研究3』に寄稿した私の文章を、多少改めて再掲載したものである。とはいいながらこの『森ゼミ紀要』は、学外には配付していないから、公刊という意味では、今回は初めてである。またこの中には、授業中に学生諸君の言った意見も含まれているが、学外にもこうした活動を知っていただくのも意味がないわけではないという気持ちもあって、学生諸君の了解を得たうえで、敢えて掲載させていただくことにした。

正直に告白すると、原始聖典には在家で阿羅漢果を得た実例が少なくとも10例前後はあったような記憶があって、このような証拠があるかぎり、互いに相対立する論拠が見いだせて初めて成り立ちうるディベートは、成

立しえないのではないかという心配があった。

またこういうテーマの論文はいくつもあって、学生諸君がこれらを調査し、その証拠を見いだすことは容易ではなからうかという気もしていた。

だから議論するなら、在家信者でも阿羅漢果を得ることはできるのであるが、それでも圧倒的に阿羅漢果を得たという事例は出家者の方に多いであろうから、また原始仏教ではしきりに出家が勧められるのであるから、出家者の方が得られやすいことは歴然としている、しかるに大乘仏教では在家信者も出家者と同じ悟りを得られるというのが定見化しており（事実は必ずしもそうではないと思われるが）、だから原始仏教でなぜ、在家者に阿羅漢果が得られにくいかの相対的な議論に持っていかざるをえないのはいか、と考えていた。

ところがいよいよディベートが始まる段になって、日本印度学仏教学会が作ってくれた論文データ・ベースを検索してみた驚いた。管見する範囲であるが、そのものずばりの論文は、当時駒沢大学の大学院生であった中野天心氏の「在家信者に於ける涅槃——“Upāsakajanālaṅkāra”を中心として」（『印度学仏教学研究』32-1 1983. 12. 25）ただ一つであったのである。しかもこれは「原始仏教」が中心主題ではなく、アビダルマないしはそれ以降の仏教を中心とするものであるから、我々のゼミの議論に直接的なインパクトを与えるものではない。実際この論文をコピーして手元に持っている学生もいたが、私がこれを紹介するまで、この論文が議論の俎上に上ることはなかった。

それでは私自身が調査するしかないというわけで、大慌てで調べた結果が本稿である。このようなテーマは、仏教学に係わっている者の、基本的・初歩的な問題意識にあるはずのものであるにもかかわらず、今までそれに明確な解答が与えられていなかったというところに仏教学の隘路があり、またこうしてディベートなどといういわば「非学問的」な手法をもってして、初めてこうした刺激的な研究課題が生まれうるのであるということをも痛感した。ディベートは、沈滞していたゼミを活性化させるために、窮余の一策として取り入れた授業形体であって、当初は仏教学という文献を拠り所とせざるを得ないような学問にはなじまず、また学部学生の学力ではとても無理ではないかとも危惧していたが、こうして仏教学の新しい地平を切り開く学問方法としても有効であるとともに、このような一応の

成果を得ることもできることを発見して、意を強くした次第である。

なお本稿は学部学生の検証の便を考えて、できるだけ出典には国訳も併せて示すようにした（パーリテキストは特別の断りがないかぎり PTS 版を使用した）。また場所によっては、筆者の持っているパソコン・データをそのまま文書として書きだした部分もあり、ページの表記などに統一がとれていない所も存するが、諒とされたい。

【1】 在家信者も「悟り」を得られるとする資料

[1-1] 「在家者と出家者は同じ悟りを得られるか、得られないか」というテーマの「悟り」は、原始仏教が目指した究極的な悟りを指すものでなければ意味がないことはいうまでもないであろう。そして学生諸君のディベートもこの線にしたがって進められた。それを仏教熟語をもって示せば、「阿羅漢果」であり、「解脱」であり、「涅槃」である。そこでこれらの言葉でもって示される「悟り」を「在家者」が得たという例、ないしは得られるという「文証」を、原始仏教聖典において調査することから始めよう。

[1-2] 最初に在家信者が「阿羅漢果」を得たと解釈されうる資料を掲げる。「Apadāna」には次のようなものがある。

「舎衛国の大富豪の家に生まれ、私は生まれて7歳にして阿羅漢になった、仏であって眼を俱する者は私の徳を知って受具せしめた (jātiya sattame vasse, arahattamapāpuṇiṃ, upasampādayi buddho, guṇamaññāyāya cakkhumā) (3-23 NDPG vol. I p.88)

これは阿羅漢となってからすぐに出家して「具足戒」を得て、比丘になってはいるが、少なくとも阿羅漢果を得たのは在家時代であるということは言えるであろう。「Apadāna」においては、このような文章は他にも見いだされる。3-3-24, 3-6-51, 3-6-59, 3-34-336, 3-43-424, 4-1-9, 4-2-15 がそうである。しかしほとんどが「7歳」であって、3-3-24, 3-6-59などは「5歳」である。5歳, 7歳で阿羅漢果を得られないということはないのであろうが、成人に達してからのものはなく、すべて「幼児」であるということにはいささかの「虚構性」を感じないではいられない。しかも「Apadāna」という文献は原始経典の中ではもっとも後になって作られたものであろうから、この点も割り引かなければならな

い。

[1-3] 後のアビダルマ文献にも取り上げられる「在家阿羅漢」のよく知られた人物は、五比丘に対する初転法輪の直後のヤサ (Yasa) である。この様子をパーリ “Vinaya” によって要約してみると次のようになる。

長者の子ヤサは三時殿に住みぜいたくな暮らしをしていたが、世の無常を感じていた。ちょうどそのとき仙人墮処鹿野苑 (Isipatana-migadāya) において釈尊に会い、四諦の教えを聞いて法眼を得る。ヤサのいないのに気がついたヤサの父親はヤサを探して鹿野苑にやってくるが、釈尊が神通力によってヤサの姿を見えないようにした。そしてヤサの父親も釈尊の四諦の教えを聞いて法眼を得る。これによってヤサの父親は優婆塞となる。この父親に対する説法を聞いて、「見るにしたがい (yathādutṭham), 聴くにしたがって (yathāviditaṃ) 地を観察したヤサは (bhūmiṃ paccavekkhantassa) 執著なく漏から心解脱した (anupādāya āsavehi cittaṃ vimucci)」。]

そのとき世尊は次のように考えられた。「ヤサは心解脱した。たとい以前の在家の状態にあったとしても、族姓の子ヤサは卑俗に戻って欲を享受することはできまい (abhabbo kho yaso kulaputto hināyāvattitvā kāme paribhuñjituṃ seyyathāpi pubbe agārikabhūto)」。そこで世尊は神通を解かれた。父親はヤサを見て、家に帰ろうと言う。そこで世尊はヤサの父親に向かって、

「ヤサはあなたと同じように法眼を得、その上に心解脱を得た。ヤサは以前の在家の状態にあったように、卑俗に戻って欲を享受することができると思いますか」

という。父親は「できません」と答え、ヤサの出家を認めざるをえなかった。ヤサは父親が帰るとすぐに世尊に出家を願い出、具足戒 (善来戒) を受けた。そのときこの世界に阿羅漢は七人 (釈尊+五比丘+ヤサ) となった (tena kho pana samayena satta loke arahanto honti)。 (vol. I pp. 15~18, 南伝3 pp. 26~32)

この記事については『四分律』と『五分律』もほぼ同じである。『四分律』は耶輸伽の父親に対する説法を聴いて解脱を得た部分は

「時耶輸伽身漏尽意解，得無礙智解脱。爾時世間有阿羅漢，弟子有六仏為七」

とし、釈尊と父親の問答を

「彼作如是觀已，有漏心解脫。云何長者，汝已捨欲還復能習欲不耶。對曰不也」

とする。しかしパーリではこの後ヤサが出家することが明白な形で述べられているに拘らず、ここではそれが明言されていない。しかし同じように、

「唯願世尊，今受請及耶輸伽并侍比丘」

と願い出て、「侍比丘」（パーリでは 'pacchāsamaṇa'）として受理されているので、そのとき出家したものと解釈して差し支えないであろう。（『四分律』大正 22 p. 789 上）

また『五分律』では上記の部分は

「耶舍聞仏為父説四真諦法漏尽意解」

「若人解脫於漏，寧能還受欲不。答言，不能」

と表現されており、この後に、

「世尊，願与我出家受具足戒。仏言，善来比丘」

とした後、パーリと同じくこの段落の締めくくりにおいて「爾時世間有七阿羅漢」とされている。（『五分律』大正 22 p. 105 中～下）

ここでも直後に出家受戒しているが、少なくとも阿羅漢果を得た時点では「在家」であったことは明らかである。

[1-4] これは一人の学生から教えられた資料であるが、“Jātaka” の 'Nidānakathā' に、浄飯王は

「臨終の時に、白傘の下の吉祥なるベッドに横臥して阿羅漢果に達した (maraṇasamaye setacchattassa heṭṭhā sirisayane nipanno yeva arahattaṃ pāpuṇi)」

という記述がある (vol. I p. 90)。これは臨終の時に阿羅漢果を得たというのであるから、阿羅漢果を得てすぐさま滅度したという例である。また“Jātaka” の偈の部分ではなく 'Nidānakathā' の部分であるから、無批判的に原始仏教資料とするわけにはいかないが、資料の一部とはなりうるであろう。

[1-5] 次に在家信者が「解脫」を得たと解釈される資料を掲げる。『増一阿含』7-2 は、如来を供養した第一は摩利夫人などと、釈尊の優婆夷（優婆斯）の中の第一を上つらう中の一つに、「得信解脫，照曜優婆斯是」（大正 2 p. 560 中）とする。

果たして「信解脫」が「最高」の悟りを意味するかどうかは検討の余地を

残すが、とりあえず掲げておく。

[1-6] 在家信者も「涅槃」を得るとができるという資料には、「別訳雑阿含」304がある。

これは般闍羅 (pañcāla caṇḍa) という天子が天から降りてきて、「在家纏衆務 出家甚寛博 牟尼由專精 從禪出覺了 廓然而大悟 開発顕大智」と詠んだのに対して、世尊は

「雖処衆縁務 亦能獲得法 能具念力者 由能專定故 唯有明智人 逮証於涅槃」

と偈を唱えられたことになっている。(大正2 p.477上)

これもこの「涅槃」が最高の悟りをさすものかどうかを検討しなければならないが、一応の資料としてあげうるであろう。

【2】 在家信者には「悟り」は得られないとする資料

[2-1] 以上のように在家者が「阿羅漢果」「解脱」「涅槃」を得た、ないしは得ることができるとする資料は微々たるものである。これに対して出家者(比丘、比丘尼)が「阿羅漢果」「解脱」「涅槃」を得たという資料の無数にあることはいうまでもない。だからといってもちろん、在家者には出家者と同じ悟りは得られないと結論することはできないが、その差があまりに大きいということは無視できないであろう。

現在私の持っているデータの中で、比丘・比丘尼などの出家者が阿羅漢果を得たとする資料は255件余あるが、あまりに煩雑となるので、この紹介は省略する。

[2-2] ところが、「在家者は阿羅漢果を得られない」などと明言する資料は存在しないようである。したがって原始仏教においては、在家者が出家者と同じ悟りを開けないという経証はないといわなければならない。裏返していえば、在家者であっても最高の悟りを開くことができるという間接的証拠となりうるかもしれない。

[2-3] しかし以下のものは、間接的にはあるが、これを示すものと考えてよいであろう。例えば、『別訳雑阿含』153, 198がそれである。

『別訳雑阿含』153は、釋摩訶男が五百人の優婆塞とともに、釈尊の所に訪れ、優婆塞とは家あって白衣を着、丈夫の志を具して三宝に帰命する

ことであるが、その優婆塞がどうしたら須陀洹、斯陀含、阿那含を得ることができるかと質問して、答えを得て喜んだという内容である。しかしここには「阿羅漢果」を得るためにはどうしたらよいかという質問は含まれていない。それはあたかも優婆塞には「阿羅漢果」を得ることは最初から放棄されているがごとき感を呈する。(大正2 p. 431 中～下)

『別訳雜阿含』198 は、犢子梵志が釈尊に善と不善の義を問う内容であるが、この中で阿羅漢を得、心解脱・慧解脱を得る比丘・比丘尼は多いということが述べられているに拘らず、ここには優婆塞・優婆夷は含まれないで、阿那含以下には優婆塞・優婆夷が含まれている。おそらく優婆塞・優婆夷には阿羅漢果は得られないという前提での議論であろうと考えられる。(大正2 p. 446 上～中)

[2-4] 阿羅漢を得た在家信者がその直後に出家した例として、“Apadāna” や律蔵のヤサを紹介した。いずれにしてもそれは在家者が阿羅漢果を得ることが特異なことであったことを示している。

それは逆に出家してその直後に阿羅漢果を得るという例が普通であることを意味するということができるであろう。このような例は、枚挙にいとまがないのであるが、それを私が持っているデータベースから列挙しておく。なおページ数は原則として、当該資料の冒頭ページを示す。

DN. 008 「迦葉師子吼經 (Kassapasihanāda-sutta)」 (vol. I p. 161, 南伝 06 p. 231)

DN. 009 「布吒婆樓經 (Poṭṭhapāda-sutta)」 (vol. I p. 190, 南伝 06 p. 272)

長阿含 025 「保形梵志經」 (大正 01 p. 102 下, 国訳阿含 07 p. 350)

長阿含 028 「布吒婆樓經」 (大正 01 p. 109 下, 国訳阿含 07 p. 375)

MN. 007 「布喻經 (Vatthūpama-sutta)」 (vol. I p. 036, 南伝 09 p. 055)

MN. 073 「婆蹉衢多大經 Mahāvaccchagotta-suttanta」 (vol. I p. 489, 南伝 10 p. 320)

MN. 080 「鞞摩那修經 Vekhanassa-sutta」 (vol. II p. 040, 南伝 11 p. 051)

MN. 082 「賴吒怱羅經 Ratṭhapāla-sutta」 (vol. II p. 054, 南伝 11 上 p. 072)

- MN. 086 「鴛掘摩經 *Āṅgulimāla-sutta*」(vol. II p. 097, 南伝 11 上 p. 130)
- MN. 124 「薄拘羅經 *Bakkula-sutta*」(vol. III p. 124, 南伝 11 下 p. 149)
- 中阿含 209 「鞞摩那修經」(大正 01 p. 786 中, 国訳阿含 06 p. 333)
- SN. 006-001-003 「梵天經」(vol. I p. 140, 南伝 12 p. 240)
- SN. 007-001-001 「陀然闍仁經」(vol. I p. 160, 南伝 12 p. 274)
- SN. 007-001-002 「讒謗經」(vol. I p. 161, 南伝 12 p. 276)
- SN. 007-001-003 「阿修羅王經」(vol. I p. 163, 南伝 12 p. 279)
- SN. 007-001-004 「毘蘭耆迦經」(vol. I p. 164, 南伝 12 p. 280)
- SN. 007-001-005 「不害經」(vol. I p. 164, 南伝 12 p. 281)
- SN. 007-001-006 「縈髻經」(vol. I p. 165, 南伝 12 p. 282)
- SN. 007-001-007 「浄者經」(vol. I p. 165, 南伝 12 p. 283)
- SN. 007-001-008 「扞火經」(vol. I p. 166, 南伝 12 p. 284)
- SN. 007-001-009 「孫陀利迦經」(vol. I p. 167, 南伝 12 p. 286)
- SN. 007-001-010 「婆富提低經」(vol. I p. 170, 南伝 12 p. 291)
- SN. 012-017 「阿支羅經」(vol. II p. 018, 南伝 13 p. 026)
- SN. 035-200 「木塊經」(vol. IV p. 179, 南伝 15 p. 281)
- SN. 041-009 「裸形經」(vol. IV p. 300, 南伝 15 p. 457)
- SN. 042-002 「布吒經」(vol. IV p. 306, 南伝 16 上 p. 003)
- 雜阿含 0092 「橋慢經」(大正 02 p. 023 下, 国訳阿含 03 p. 189)
- 雜阿含 0098 「耕田經」(大正 02 p. 027 上, 国訳阿含 03 p. 198)
- 雜阿含 0102 「領群特經」(大正 02 p. 028 中, 国訳阿含 03 p. 203)
- 雜阿含 0281 「榮髮目键連經」(大正 02 p. 077 上, 国訳阿含 01 p. 231)
- 雜阿含 0591 「海洲經」(大正 02 p. 157 上, 国訳阿含 03 p. 301)
- 雜阿含 0604 「阿育王因縁經」(大正 02 p. 161 中, 国訳阿含 03 p. 508)
- 雜阿含 0946 「恒河經」(大正 02 p. 242 上, 国訳阿含 03 p. 467)
- 雜阿含 0969 「長爪經」(大正 02 p. 249 上, 国訳阿含 03 p. 491)
- 雜阿含 0978 「商主經」(大正 02 p. 253 上, 国訳阿含 03 p. 503)
- 雜阿含 0979 「須跋陀羅經」(大正 02 p. 253 下, 国訳阿含 03 p. 505)
- 雜阿含 1157 「火興經」(大正 02 p. 308 上, 国訳阿含 03 p. 176)
- 雜阿含 1158 「婆肆咤經」(大正 02 p. 308 中, 国訳阿含 03 p. 178)

- 雜阿含 1174 「流樹經」(大正 02 p. 314 下, 國訳阿含 01 p. 271)
- 雜阿含 1325 「受齊經」(大正 02 p. 364 上, 國訳阿含 03 p. 371)
- 別訳雜阿含 0016 (大正 02 p. 378 中)
- 別訳雜阿含 080 (大正 02 p. 401 中)
- 別訳雜阿含 085 (大正 02 p. 403 上)
- 別訳雜阿含 092 (大正 02 p. 405 中)
- 別訳雜阿含 093 (大正 02 p. 406 上)
- 別訳雜阿含 099 (大正 02 p. 408 下)
- 別訳雜阿含 110 (大正 02 p. 413 上)
- 別訳雜阿含 185 (大正 02 p. 440 上)
- 別訳雜阿含 205 (大正 02 p. 450 上)
- 別訳雜阿含 206 (大正 02 p. 450 下)
- 別訳雜阿含 211 (大正 02 p. 452 中)
- 別訳雜阿含 212 (大正 02 p. 452 下)
- 別訳雜阿含 268 (大正 02 p. 467 中)
- 別訳雜阿含 339 (大正 02 p. 487 中)
- AN. 05-180 「優婆塞品」(vol. III p. 214, 南伝 19 p. 299)
- 增一阿含 028-004 「声聞品」(大正 02 p. 650 下, 國訳阿含 08 p. 344)
- 增一阿含 033-002 「五王品」(大正 02 p. 684 上, 國訳阿含 09 p. 035)
- 增一阿含 034-005 「等見品」(大正 02 p. 694 上, 國訳阿含 09 p. 068)
- 增一阿含 035-010 「邪聚品」(大正 02 p. 701 下, 國訳阿含 09 p. 093)
- 增一阿含 041-002 「莫畏品」(大正 02 p. 744 下, 國訳阿含 09 p. 234)
- 增一阿含 043-001 「馬血天子問八政品」(大正 02 p. 756 上, 國訳阿含
09 p. 279)
- 增一阿含 049-004 「放牛品」(大正 02 p. 796 上, 國訳阿含 10 p. 008)
- Suttanipāta 001-004 「蛇品 / 耕田婆羅墮闍經」(p. 012, 南伝 24 p.
026)
- Suttanipāta 003-004 「小品 / 孫陀利迦婆羅墮闍經」(p. 079, 南伝 24
p. 164)
- Suttanipāta 003-006 「小品 / 薩毘耶經」(p. 091, 南伝 24 p. 186)
- Suttanipāta 003-007 「小品 / 施羅經」(p. 102, 南伝 24 p. 203)
- Apadāna 03-02-019 (p. 064, 南伝 26 p. 116)

- Apadāna 03-04-032 (p. 083, 南伝 26 p. 150)
Apadāna 03-06-052 (p. 104, 南伝 26 p. 187)
Apadāna 03-33-327 (p. 262, 南伝 26 p. 440)
Apadāna 03-33-330 (p. 265, 南伝 26 p. 446)
Apadāna 03-39-386 (p. 298, 南伝 26 p. 501)
Apadāna 03-41-406 (p. 357, 南伝 27 p. 090)
Apadāna 03-42-413 (p. 373, 南伝 27 p. 113)
Apadāna 03-49-481 (p. 421, 南伝 27 p. 197)
Apadāna 03-49-482 (p. 423, 南伝 27 p. 201)
Apadāna 03-51-498 (p. 441, 南伝 27 p. 233)
Apadāna 03-54-535 (p. 481, 南伝 27 p. 304)
Apadāna 03-55-538 (p. 489, 南伝 27 p. 318)
Apadāna 03-55-540 (p. 492, 南伝 27 p. 324)
Apadāna 03-55-541 (p. 495, 南伝 27 p. 329)
Apadāna 03-55-542 (p. 499, 南伝 27 p. 335)
Apadāna 03-55-544 (p. 502, 南伝 27 p. 337)
Apadāna 04-02-011 (p. 522, 南伝 27 p. 372)
Apadāna 04-02-020 (p. 557, 南伝 27 p. 426)
Apadāna 04-03-022 (p. 564, 南伝 27 p. 438)
Apadāna 04-03-023 (p. 567, 南伝 27 p. 443)
Apadāna 04-03-024 (p. 569, 南伝 27 p. 447)
Apadāna 04-03-025 (p. 572, 南伝 27 p. 451)
Apadāna 04-03-026 (p. 576, 南伝 27 p. 458)
Apadāna 04-03-027 (p. 578, 南伝 27 p. 461)
Apadāna 04-04-034 (p. 603, 南伝 27 p. 497)
Apadāna 04-04-038 (p. 611, 南伝 27 p. 509)
Apadāna 04-04-040 (p. 614, 南伝 27 p. 513)
Vinaya「波羅夷 001」(vol. III p. 011, 南伝 01 p. 017)
Vinaya「第 1 大毘度 四在家出家縁」(vol. I p. 018, 南伝 03 p. 032
~)
Vinaya「第 1 大毘度 魔縁」(vol. I p. 020, 南伝 03 p. 035~)
四分律「受戒毘度」(大正 22 p. 789 中)

- 四分律「受戒捷度」(大正 22 p. 790 中)
 四分律「受戒捷度」(大正 22 p. 790 下)
 四分律「受戒捷度」(大正 22 p. 791 上)
 五分律「受戒法」(大正 22 p. 105 下)
 五分律「受戒法」(大正 22 p. 106 上)
 五分律「受戒法」(大正 22 p. 107 上)
 根本有部律「出家事」(大正 23 p. 1033 上)
 根本有部律「出家事」(大正 23 p. 1033 中)
 Vinaya「波羅夷 001」(vol. III p. 011 南伝 01 p. 017)
 四分律「波羅夷 001」(大正 22 p. 568 下, 国訳律部 01 p. 021)
 五分律「波羅夷 001」(大正 22 p. 002 下, 国訳律部 13 p. 031)
 十誦律「波羅夷 001」(大正 23 p. 001 上, 国訳律部 05 p. 009)
 根本有部律「波羅市迦 001」(大正 23 p. 628 上, 国訳律部 19 p. 026)
 五分律「僧残罪 010」(大正 22 p. 016 下)
 根本有部律「僧伽伐尸沙 008」(大正 23 p. 691 中, 国訳律部 19 p. 251)
 根本有部律「僧伽伐尸沙 009」(大正 23 p. 699 中, 国訳律部 19 p. 279)
 四分律「捨墮 005」(大正 22 p. 605 下, 国訳律部 01 p. 135)
 五分律「捨墮 004」(大正 22 p. 025 上, 国訳律部 13 p. 108)
 根本有部律「泥薩祇波逸底迦 004」(大正 23 p. 721 上, 国訳律部 20 p. 030)
 僧祇律「单提 066」(大正 22 p. 380 上)
 根本有部律「波逸底迦 079」(大正 23 p. 857 上)
 根本有部律「波羅底提舍尼 001」(大正 23 p. 897 上)
 根本有部律「(比丘尼) 波羅夷 005」(大正 23 p. 929 上)

これらの中にはいかにも在家のままでは悟りを得ることができないので、「悟り」を得るために出家したとも読み取れるような資料も少なくない。その 1 例を掲げれば、例えば ‘Majjhimanikāya’ の第 7 経の “Vatthūpama-sutta” の次のような一節である。すなわち世尊の、沐浴によって悪業は清められない、清らかな行いによってこそ悟りはあるという教えを受けて、婆羅門スンドリカパーラドヴァージャは三宝に帰依し、出家を願った。こうしてスンドリカパーラドヴァージャは

「世尊の元で出家、受戒を受けて (santike pabbajjāṃ, alattha

(60)

upasampadam), 久しからずして (nacirass'eva) 在家より非家に出家した目的である無上の梵行の完成を現法において自ら知り, 悟り, 成就し, ここに尊者・バーラドヴァージャは阿羅漢となった (agārasmā anagāriyaṃ pabbajanti tadanuttaram brahmacariyapariyosānaṃ ditṭhe va dhamme sayam abhiññāya sacchikatvā upasampajja vihāsi, aññataro kho pan'āyasmā bhāradvājo arahataṃ ahoṣi)」(MN. vol. I pp. 040~41)

とするのである。

[2-5] またサンユッタ・ニカーヤの「有偈篇」第7・婆羅門相應には「阿羅漢品」と「優婆塞品」の二つの節がある。前者は婆羅門が釈尊の説法(偈)を聞いて阿羅漢となったという経が集められ, 後者は優婆塞となったという経が集められているが, 前者の「阿羅漢品」はすべて婆羅門が出家して, 出家の目的である阿羅漢果を得たと説かれている。(vol. I pp. 160~184 南伝 12 pp. 274~315)

[2-6] さらに, 阿羅漢かそうでないか, 阿羅漢道具足の人であるかないか (ime vā arahanto ime vā arahantamaggaṃ samāpannā) ということは, 「波斯匿王のように在家であって (gihinā), 欲楽を受用し (kāma-bhoginā), 子の障害のなかにあり (putta-sambādha samayaṃ), 贅沢を好み, 金銀を蓄える者にとっては知りたい (dujjhānaṃ)」という。(SN. 3-11 vol. I p. 78)

在家者に阿羅漢果が得られるかどうかの議論ではないが, 阿羅漢かそうでないかの見極めができないというのであるから, 在家者には阿羅漢果を得ることができないという趣旨にも解することができるであろう。

【3】 在家信者が「悟り」を得られないとする理由

[3-1] 以上のように, 在家者には最高の悟りは得られないと明言する資料はないが, 間接的にそれを示すと考えられる, いわば状況証拠には事欠かない。それでももし「在家のままでは悟りを得ることができないので, 悟りを得るために出家しなければならない」とすれば, それはいかなる理由によるのであろうか。

マジマニカーヤの第76経“Sandaka-sutta”(MN. vol. I p. 523)や,

AN. 9-7 (vol. IV pp. 369~370), 9-8 (vol. IV p. 371 南伝 22 上 p.30) には、阿羅漢となって漏が尽きた者 (araham khīṇāsavo ……) には五事を行じる事ができない (abhabbo so pañca thānāni ajjhācaritum) として、殺生、偷盜、淫、妄語をなすことができないとともに、

「前に在家であったときのように、貯蓄を行い、欲を享受することができない (abhabbo khīṇāsavo bhikkhu sannidhikāraṃ kāme paribhūjītuṃ seyyathā pi pubbe agāriyabhūto)」

ということが上げられている。

[3-2] これは、先に [1-3] において紹介したヤサに関する記述の中で、釈尊とヤサの父親との次のような会話、すなわち

「ヤサはあなたと同じように法眼を得、その上に心解脱を得た。ヤサは以前の在家の状態にあったように、卑俗に戻って欲を享受することができると思いますか」「できません」

「彼作如是覩已、有漏心解脱。云何長者、汝已捨欲還復能習欲不耶。対曰不也」

「若人解脱於漏、寧能還受欲不。答言、不能」

を思い起こさせる。

まさしくヤサが阿羅漢果を得た直後に出家得度したのは、阿羅漢となった暁には、「前に在家であったときのように、貯蓄を行い、欲を享受することができない」からである。

[3-3] 以上から、次のように結論することができるであろう。在家者は阿羅漢果を得られないという経証はない。それゆえ在家者が阿羅漢果を得た、あるいは涅槃・解脱を得たという事例もないではない。しかしそれらの例はほとんど阿羅漢となった暁に出家するか、あるいは浄飯王のように入滅するかしている。それは教義上、阿羅漢果を得た者は在家の生活を享受できないからで、したがって阿羅漢果を得た者は、再び在家には戻れない、だから出家するか死ななければならないということになる。すなわち阿羅漢であることと、在家者でいることは矛盾して相容れないということであり、これを「阿羅漢性」と「在家性」という言葉で表現するならば、「阿羅漢性」と「在家性」は相反する、ということになる。

【4】 在家信者も「悟り」を得られるとする資料の再吟味

[4-1] 以上のように「阿羅漢性」と「在家性」は相反するから、もし在家者にして阿羅漢となった場合は、「阿羅漢性」を維持するためには出家するか、入滅しなければならない。またこの理論を通すとすれば、阿羅漢となった者が在家者であり続けようとするならば、阿羅漢から「退転」しなければならないということにならざるをえないであろう。確かに悟りから退転する例は少なからずあるが、それが在家者であるがゆえにという例のあることは知らない。

[4-2] 在家者でも「悟り」を得ることができるという証拠として掲げた[1-2] および [1-3] は、出家するか入滅している例で、以上のように解釈できるが、残りの [1-4] が「得信解脱、照曜優婆塞是」とし、[1-5] が「雖処衆縁務 亦能獲得法 能具念力者 由能專定故 唯有明智人 逮証於涅槃」とすることの矛盾を解釈しておかなければならない。

まず [1-4] は「信解脱」であるから、これは阿羅漢果としての「悟り」とするわけにはいかないであろう。「心解脱」「俱解脱」「慧解脱」に対して「信解脱」という言葉が使われる場合は、これは「七種補特伽羅」の一つであり、「心解脱」「俱解脱」「慧解脱」が阿羅漢果に相応するに対して、「信解脱」は「身証」「法行」「信行」と並んで「不還」ないしは「一來」に相応すると考えられるからである。おそらくこうした位置づけは後のアビダルマにおいて定着したものであろうと考えられるが、といって原始仏教時代に、これが「阿羅漢果」に相応すべき最高の「悟り」の境地を表すともいえないであろう。

[4-3] また、[1-5] の「雖処衆縁務 亦能獲得法 能具念力者 由能專定故 唯有明智人 逮証於涅槃」も必ずしも最高の悟りを表すとは断言できないということはすでに触れておいた。例えば「般涅槃」という言葉も「善生優婆塞、善生優婆夷、五下分結尽、得阿那含、生於天上而般涅槃、不復還生此世」(雜阿含 852 大正2 p. 217 中) というように用いられるのであって、これは文中に明らかなように「五種不還」(五種般涅槃ともいう) のいずれかを表し、境地としては阿那含といわなければならない。

[4-4] 以上のように検討してみると、「阿羅漢性」は「在家性」と相反

し、在家でありながら阿羅漢となることは不可能ではないけれども、しかし在家のまま阿羅漢であり続けることはできないという結論は承認せざるを得ないということになる。

しかしあるいはそれは、後世のアビダルマの影響を受けた結果であって、原始仏教そのものの思想を表していないのかもしれないという想像もできなくはない。筆者も在家者の一人であるから、心情的にいても「在家性」と「阿羅漢性」が相反するというのは受け入れがたいものがあることを否定できない。そこで念のために、原始仏教の古層に属するとされる“Suttanipāta”では「阿羅漢果」がどのようにとらえられているかを見よう。

“Suttanipāta”には「南伝大蔵経索引」によれば、阿羅漢果を得たとされる人物が四人登場する。一人は耕田婆羅門であるが、これは出家具足戒を得て久しからずして阿羅漢果を得たとされている (p.012 南伝 24 p.30)。今一人は孫陀利迦婆羅墮婆羅門であるが、これも同じであり (p.079 南伝 24 p.175)、三人目は薩毘耶であり (p.091 南伝 24 pp.201~202)、四人目は世羅であるが (p.102 南伝 24 pp.215~216)、これらも同様である。

しかし実はこれらが記載されている部分は散文であって、しかもこれら一連の文章はほとんど全く同じであり、したがって著しく定型化されているとすることができる。おそらくこれら散文の部分はかなり後になって付加された部分であろう。

【5】 どのような状態が「悟り」か

[5-1] 以上さまざまな言葉で表現される「悟り」を実際にどのような種類の人々が得ることができるか、また教義上在家信者が「悟り」を得られるとしているかどうかという事項について調査してきた。しかしそれを遡って考えれば、どのような状態を「悟り」というのかということに行き着くであろう。もし「悟り」の状態が在家信者には獲得不可能な状態であるとすれば、「悟り」は在家信者には得られないわけであるし、もし可能であれば、実際上は難しいとしても、論理上は可能であって、「得られない」のは相対的な範疇においてのことがらになるとしなければならない。

[5-2] そこでアットランダムではあるが、筆者が現在持っているデー

タの範囲の中から (したがって改めて調査したものではない。故に網羅的ではない)、 「悟り」の状態を表すと考えられる資料を以下に掲げる。なお、順不同であり、概略がわかる範囲で打ちきりたい。

- (1) 五取蘊の病・麤・刺・殺・無常・苦・空・無我の観察。雑阿含 259 (大正 02 p. 065 下)
- (2) 智者=五取蘊を知ることをいう。雑阿含 075 (大正 02 p. 019 上)
- (3) 五取蘊を厭離し、離欲し、滅すること。雑阿含 075 (大正 02 p. 019 中)
- (4) 五取蘊の観察。雑阿含 200 (大正 02 p. 051 上)
- (5) 四諦を知り、解し、断じ、証し、修す。雑阿含 384 (大正 02 p. 104 下)
- (6) 預流、一來、不還に対して、一切漏尽。雑阿含 393 (大正 02 p. 106 中)
- (7) 四念処を修して阿羅漢を得る。雑阿含 632 (大正 02 p. 175 下)
- (8) 五根 (信・勤・念・定・慧) の如実観察。「雑阿含」645 (大正 02 p. 182 中), 649 (p. 182 下), 652 (p. 183 上) (ただし第 644, 648 経では、同じ文章で預流を得ると説かれている。三結を断ずるか、漏尽であるかの違いである。また第 652 では、利で満足か、軟で劣かの違いという) 他、多数
- (9) 持戒→不悔→歓悦→喜→止→樂→定→見如実、知如実→厭→無欲→解脱。中阿含 042 「何義經」 (大正 01 p. 485 上, 国訳 04・p. 201), 043 「不思經」 (大正 01 p. 485 中, 国訳 04 p. 202), 047 「戒經」上 (大正 01 p. 486 中, 国訳 04 p. 205)
- (10) 正智→正念・正智→護諸根・護戒・不戒・歓悦・喜・止・樂・定・見如実・知如実・厭・無欲・解脱。中阿含 044 「念經」 (大正 01 p. 485 下, 国訳 04 p. 203), 045 「慚愧經」上 (大正 01 p. 485 上, 国訳 04 p. 204), 046 「慚愧經」下 (大正 01 p. 486 上, 国訳 04 p. 204), 048 「戒經」下 (大正 01 p. 486 下, 国訳 04 p. 206)
- (11) 恭敬→威儀法→学法→護諸根・護戒・不戒・歓悦・喜・止・樂・定・見如実・知如実・厭・無欲・解脱→涅槃。中阿含 050 「恭敬經」下 (大正 01 p. 487 上, 国訳 04 p. 207)
- (12) 一切法の熟知→受の無常、離貪、滅、捨離の隨觀→取なし→惱なし→涅槃。愛尽解脱。MN. 037 'Cūḷa taṇhāsaṅkhaya-sutta' (愛

尽小経 vol. I p. 251, 南伝 09 p. 438)

- (13) 遠離の喜、無染汚の樂、不苦不樂の受、寂靜、これらに対する固執を捨てて、六觸処の集と滅と味と患と出離を如実に知って、取著なきが故に解脱があること。MN. 102 ‘Pañcattaya-sutta’ (五三経 vol. II p. 228, 南伝 11 上 p. 297)
- (14) 非想非非想処の取著を越えて無取著にして般涅槃すべきこと。MN. 106 ‘Aṇaṇjasappāya-sutta’ (不動利益経 vol. II p. 261, 南伝 11 上 p. 340)
- (15) 五蘊について。色→無常→正観→厭離→喜貪無し→正観→心解脱→後有無し。雑阿含 001 (大正 02 p.001 上, 国訳 01 p.001)
- (16) 五蘊を正思惟して無常を観じて欲を貪断して心解脱すべし, 又苦, 空, 非我なりと正思惟すべし。雑阿含 002 (大正 02 p. 001 上, 国訳 01 p. 001)
- (17) 五蘊について知らず, 明らかにせず, 断ぜず欲を離れず, 心解脱せざる者には生老病死を越ゆあたわずと説く。雑阿含 004 (大正 02 p. 001 中, 国訳 01 p. 002), 雑阿含 006 (大正 02 p. 001 下, 国訳 01 p. 003)

(以下省略)

[5-3] 以上の資料をごく大ざっぱな視点でまとめるとすれば、「悟り」とは一切の欲望を断じた世界ということが出来る。筆者は「悟り」の境地は「如実知見」であって、真実の智慧を得ることができさえすれば「悟り」であると漠然と考えていたが、以上列記した資料を見るかぎり、「如実知見」を得れば一切の欲望は断じられる、換言すれば一切の欲望を断じるために「如実知見」を得るといわなければならないであろう。したがって「悟り」の境地は「一切の煩惱が断じられた」境地であるということが出来る。そして「一切の欲望」の範囲は、“Dhammapada” Vs.210~212 が「愛する人と会うな、愛しない人とも会うな、愛する人に会わないのは苦しい、また愛しない人と会うのも苦しい。

それゆえに愛する人を作るな、愛する人を失うのは災いである。愛する人も憎む人もいない人々には、わずらいの絆が存在しない。

愛するものから憂いが生じ、愛するものから恐れが生じる、愛するものを離れたならば、憂いは存在しない。どうして恐れることがあ

うか」

というように、親子の情愛なども含めた愛情一切からも離れるのである。

『別訳雑阿含』011 (大正02 p. 376中～下)には、

世尊は舍衛国・祇樹給孤独園におられた。そのとき長老・僧鉗は拘薩羅国から舍衛国へ遊行してきて、祇樹給孤独園に住した。そこへ元の妻が小さな赤ん坊を連れてきて、どうしてくれるとって帰っていた。しかし僧鉗は見向きもしなかった。妻は解脱したのだと悟って引き取った。世尊はこれこそ婆羅門だと褒めた。

という話さえ伝えられている。世間一般もこれを容認していたのである ('Udāna' 001-008, p. 005, 南伝23 p. 091 参照)。

[5-4] このことは原始仏教の代表的な教えである四諦説・無常苦無我説・十二因縁説からも容易に納得されうる。これらの教えはひとしく一切の煩惱を滅したところに悟りが現れるとするからである。

したがって「出家」という視点から云えば、一切の欲望を断じるためにこそ「出家」するのであり、一切の欲望を断じるということと「在家」であるということは理論的矛盾であるといわなければならない。そこで「悟り」の定型的表現は、[2-4] で紹介したように

「在家より非家に出家した目的の梵行の完成」

ということになるのであろう。まさしく「阿羅漢性」と「在家性」は相反するのである。

【6】 アビダルマにおける議論

[6-1] しかし以上の議論は、先にも少しく触れたように、少なからずアビダルマ的な捉え方ではないか、少なくとも釈尊の目指したものは違うのではないかという気がしないでもない。そこで念のために若干ではあるがアビダルマの議論を覗いてみよう。

“Kathāvatthu” (p. 267, 南伝57 p. 342)には「家住阿羅漢論 (gihissa arahāti kathā)」という一章がある。「家住阿羅漢」の存在を主張するのは北道派であって、分別説部は否定する。分別説部の主張は「家住阿羅漢」に「家住の結」がなければ、それは「家住」とは言いえないということにある。すなわち、「家住」しているかぎり、淫法から免れず、商売しなければなら

ず、財産を管理しなければならない、からである。

したがってもし在家であって、阿羅漢果を得た者は、その直後に出家するか、命終しなければならないということになる。すなわち、在家で阿羅漢果を得ても、在家であるかぎり、阿羅漢の境地を維持することはできないということになる。(参考; 中野論文)

これに対して、北海道派は耶舎 (Yasa)、家主鬱低迦 (Uttiya = Utthika = gahapati)、梵童セートウ (Setu Maṇava) の例を挙げて、反論している。

Uttiya = Utthika に関する資料は、雑阿含 624, S.N. 45-30, S.N. 47-16, Theragāthā V. 30, Apadāna 3-28 などに見いだされる。このなかで、雑阿含経 624 と S.N. 47-16 と Apadāna 3-28 は、彼が阿羅漢果を得たことを述べるが、すべて比丘となっている。Setu については十分に調査していないが、現段階では不明である。したがって北海道派の根拠とするところが十分に確認できないのが残念である。

[6-2] “Milindapañha” (p. 265 南伝 59 下 p. 044) には、「在家者の特相は (阿羅漢とは) 合致しない。合致しないときには、在家者の相は無力であるから、阿羅漢果に達した在家者は即日出家するか、あるいは般涅槃する (visamaṃ gihilingaṃ, visame linge līngadubbalaṭāya arahattaṃ patto gihī tasmīṃ yeva divase pabbajati vā parinibbāyati vā)」という。

[6-3] なおジャータカでも、在家で阿羅漢果を得た者は出家するか、涅槃するかしないという (264 「摩訶波羅那王本生物語」 vol. II p. 332, 南伝 31 p. 97)

[6-4] 部派のこの問題にかかわるような阿羅漢に関する議論には次のようなものがある。以下は阿羅漢には在家はいないという説に属すると考えてよいであろう。

法蔵部 = 阿羅漢身は皆これ無漏なり。『異部宗輪論』(「国訳一切経」和漢撰述部 40 論疏部 20) p. 290

法護部 = 阿羅漢の身は無漏なり。“Vinitadeva” (「蔵漢和三訳対校異部宗輪論」寺本・平松訳 国書刊行会 昭和 49 年 6 月) p. 043

安達派 = 差別なく一切の断結をなさるは阿羅漢なり。“Kathāvatthu” (「論事附覚音註」佐藤密雄・良智訳 大東出版社 昭和 8 年 4 月) p. 305
しかし以下は在家者にも阿羅漢は存在するという説に含めてよいかもしれない。

部派不明＝阿羅漢は漏と俱なる色と心によって漏となるものと、無漏とを縁するものなり。“Bhavya”（『藏漢和三訳対校異部宗輪論』） p. 030

大衆部＝ある結を断ぜずして阿羅漢を得るあり。“Kathāvatthu”（『論事附覚音註』） p. 633

北道派＝無漏阿羅漢の法はすべて無漏なり*。“Kathāvatthu”（『論事附覚音註』） p. 281 * 「無漏阿羅漢」というのであるから、「有漏阿羅漢」もありうるか？

[6-5] このように管見する範囲でのアビダルマ文献を覗いてみると、現存の原始仏教聖典が示すように、「阿羅漢性」と「在家性」は相反するのであり、たとい在家者で阿羅漢を得ることができるとしても、直ちに出家するか、死ななければならぬという流れに沿った部派＝分別説部、法蔵部、安達派＝と、原始經典にそれを裏付ける資料を発見できていないが、在家者の阿羅漢も存在するという部派＝北道派、大衆部＝があったことになる。

[6-6] もしそうであるなら、ディベートの際学生の主張があったように、『異部宗輪論』など説一切有部系の北伝文書（『婆沙論』巻99、国訳11、p. 386）が伝える、根本分裂の際の大衆部系の主張であるとされる「大天の五事」も、阿羅漢の境地を下げるものであるから、「在家者にも出家者と同じ悟りを悟ることができる」という思想的流れにあるものと解釈できるかもしれない。ちなみにこの五事を主張する部派は、大衆部・一説部・鷄胤部・多聞部・制多山部・西山住部・雪山住部（『異部宗輪論』 pp. 229, 245, 250, 269. “Bhavya” pp. 011, 013. “Vinitadeva” p.038. “Kathāvatthu” 大東出版社 pp. 198, 208, 653, ここには一分の北道派も上げられている。以上のページは [6-3] に掲げた文献）である。

[6-7] アビダルマに上記のような流れがあったとすると、おおまかに言えば上座部系の部派は在家阿羅漢の「否定派」であり、大衆部系は在家阿羅漢の「肯定派」とすることができよう。そして現在残されている原始仏教聖典資料はまとまった資料をもってすれば、「増一阿含經」と「摩訶僧祇律」のみが大衆部系であって、残りのパーリ聖典、長阿含、中阿含、雜阿含、『四分律』、『五分律』、『十誦律』、『根本説一切有部律』、そしておそらく『別訳雜阿含』もすべて上座部系の文書であり、以上の論議中に証拠として

掲げた文献もすべてこの範囲の中に収められているから、後代の「否定派」の思想傾向が反映されてしまっていると推測できるかもしれない。

結 論

以上の議論を取りまとめてみると、次のようになる。

- (1) 原始仏教聖典資料には若干であるが、在家者で阿羅漢果を得たものがあつたことを伝える。
- (2) しかし彼らは阿羅漢果を得た直後に出家受戒するか、死んでいる。
- (3) それは、阿羅漢果を得た暁には、在家時代と同じように欲望を享受できないからである。
- (4) なぜなら、阿羅漢果は一切の欲望を断じ尽くしたときに得られるのであり、いうなれば「在家性」を断じたところに「阿羅漢性」は現れるからである。
- (5) このような思想傾向はアビダルマ時代においては上座部系統の部派が主張したところで、詳細は不明であるが、大衆部系統の思想はこれと反したかもしれない。
- (6) もしそうであるとすると、現存の原始仏教聖典資料の大部分は上座部系統のものであり、論議の証拠として引いた文証もすべてこれに属し、したがって原始仏教聖典資料が「在家阿羅漢の否定」的傾向を現すのは、この系統の思想が反映したものであるかもしれない。
- (7) したがって以上のような思想は、原始仏教の最古層の文献によって証明されないかぎり、必ずしもそれが原始仏教の「悟り」に対する考え方であつたと結論することはできない。十分な証拠をあげられないのが残念であるが、大衆部系統の部派が在家阿羅漢を認めていたとするならば、原始仏教にそうした考え方がなかつたとはいえないからである。

以上6節にわたって議論してきた「原始仏教において在家者と出家者は同じ悟りを得られるか、得られないか」というディベートのテーマに対する結論は次のようになるであろう。

現存している原始仏教文献を見るかぎり、「在家性」と「阿羅漢性」は相

(70)

反するので、たとい在家者が阿羅漢果を得ることができたとしても、直ちに出家するか死ぬかしなければならない。しかしこれら文献のほとんどは上座部系統のものであり、それは上座部の思想が反映したものであるとも考えられる。一方大衆部系の部派は在家阿羅漢を認める傾向にあり、厳密な意味での原始仏教自身にこうした思想がなかったと断言することはできない。したがって現時点では、厳密な意味での原始仏教において、在家者が出家者と同じ悟りを得られるかどうかというテーマに確たる結論を提示することはできない。

(1998. 12. 17。2000. 12. 6 加筆訂正)